

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 藤本 昇 様 であて名 〒542-0081 日本国大阪府大阪市中央区南船場1丁目15番14号 堺筋稲畑ビル2階		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年) 20.09.2016	
出願人又は代理人 の書類記号 FPP-5598		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2016/069433	国際出願日 (日.月.年) 30.06.2016	優先日 (日.月.年) 02.07.2015	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. B65B1/30(2006.01)i, A61J3/00(2006.01)i, B65B39/00(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 株式会社タカゾノテクノロジー			

1. この見解書は次の内容を含む。 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 	
2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。	

見解書を作成した日 06.09.2016			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 高橋 裕一 電話番号 03-3581-1101 内線 3361	
		3N	3743

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

- a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 紙形式又はイメージファイル形式
- b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
- c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-7	有
	請求項		無
進歩性 (IS)	請求項	2-5	有
	請求項	1, 6-7	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-7	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1：JP 7-10102 A (株式会社東京商会) 1995.01.13, 段落 [0015] - [0021]、第1-2図 (ファミリーなし)

文献2：日本国実用新案登録出願 52-092530 号 (日本国実用新案登録出願公開 54-20260 号) の願書に添付した明細書及び図面の内容を撮影したマイクロフィルム (佐藤造機株式会社) 1979.02.09, 第2ページ第16行-第3ページ第10行、第4ページ第13行-第5ページ第16行、第1-5図 (ファミリーなし)

文献3：JP 2005-206219 A (株式会社トパック) 2005.08.04, 全文、全図 (ファミリーなし)

文献4：JP 2008-285226 A (三光機械株式会社) 2008.11.27, 全文、全図 (ファミリーなし)

文献5：US 8991442 B1 (SPEE-DEE PACKAGING MACHINERY, INC.) 2015.03.31, 全文、全図 (ファミリーなし)

請求項1, 6-7に係る発明は、国際調査報告で引用した文献1および文献2により進歩性を有しない。

本願の請求項1, 6-7に係る発明と、文献1に記載された発明とを対比すると、次の点で相違する。

請求項1, 6-7に係る発明の薬剤通路部は、入口部及び出口部が互いに別体に設けられ、また連通部は前記入口部及び前記出口部とは別体に設けられ、さらに前記連通部は前記入口部及び前記出口部に対して位置調整可能に接続されているのに対して、文献1に記載された発明では、その旨の記載がない点で相違する (以下、「相違点1」という)。

前記相違点1について検討する。

薬剤包装装置において、薬剤が漏れ出さないようにすることは自明の課題である。そうすると、文献1に記載された発明において薬剤が漏れ出さないように、文献2 (特に、第2ページ第16行-第3ページ第10行、第4ページ第13行-第5ページ第16行、第1-5図) に記載された発明の位置調整に関する機構を採用することは、当業者ならば容易になし得ることである。なお、文献2の樋口3 (本願の「連通部」に相当) とゴムパイプ4 (本願の「出口部」に相当) とは、ゴムパイプ4が柔軟性を有していることから、位置調整可能に接続されているものと認められる。

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

請求項 2 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 - 5 に対して新規性、進歩性を有する。文献 1 - 5 には「連通部は上下動可能であり、上下可動範囲の途中にて、前記出口部に下方から支持されつつ接続される」点が記載されていない。

請求項 3 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 - 5 に対して新規性、進歩性を有する。文献 1 - 5 には「連通部は、前記入口部から吊り下げられる」点が記載されていない。

請求項 4 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 - 5 に対して新規性、進歩性を有する。文献 1 - 5 には「出口部は、前記連通部とは別個に前記包材上方の所定位置に着脱可能である」点が記載されていない。

請求項 5 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 - 5 に対して新規性、進歩性を有する。文献 1 - 5 には「連通部は、前記出口部に内側から遊嵌して接続される」点が記載されていない。

以上